平成２３年（フ）第４５７号
金沢市菊川２丁目６番３号、従前の住所金沢市八日市４丁目185番地２
債務者　石川他喜子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８０号
岐阜県可児郡御嵩町比衣722番地
債務者　三宅　義治
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５３号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里482番地の１
債務者　藤井　正人
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２２９７号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟812号
債務者　瀬川　靖夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２号
滋賀県近江八幡市末広町200番地47
債務者　下川美江子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４２号
滋賀県東近江市下二俣町210番地５、前住所滋賀県東近江市東中野町７番27号
債務者　奥野　裕明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５７２号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目240番地コスモヴィレッジ201号
債務者　濱高　政明
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９７号
兵庫県加古川市加古川町粟津754番地の５サン・シャインロイヤルオクウチ320号、従前の住所及び事業所所在地兵庫県加古川市上荘町小野703番地の４
債務者　カラオケ喫茶花唯こと　黒田　一郎
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１００６号
広島県東広島市三永２丁目９番23―102号
若山ガーデンヒルC
債務者　生塩　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３７号
広島市西区己斐上４丁目４番12―303号
債務者　織田　靖雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０６号
広島市佐伯区八幡東３丁目25番19―11号
債務者　河本　辰枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３１号
広島市南区丹那町10番22―803号
債務者　渡部　浩延
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３２号
広島市南区丹那町10番22―803号
債務者　渡部　八恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
広島県尾道市御調町市378番地　岩井堂住宅203号
債務者　松原　克彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
徳島県阿南市那賀川町芳崎270番地ヴィゴラス参番館103、旧住所徳島県阿南市那賀川町今津浦免許187番地15
債務者　二宮　和弘
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３２号
徳島県阿南市新野町秋山224番地１、旧住所徳島県那賀郡那賀町小浜26番地６
債務者　古田　千恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第９２号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番343号
債務者　眞鍋　博人
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部